



①原則は車道走行

自転車は、道路標識で走行が認められた歩道以外は、車道の左端を走行することが原則です。ただし、安全性への配慮から、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者など、また、自動車の交通量が多く、安全を確保するためやむを得ないと認められる場合は、歩道走行が認められています。歩道を走行する場合でも、ゆっくりと走行し、歩行者が多いときには自転車を押して歩きましょう。



②標識を厳守

一時停止や徐行などの標識がある場所は、必ず一時停止をして左右確認すること。標識が無くても左右の見通しがきかない交差点や道路の曲がり角付近では徐行するようにしましょう。



③夜間はライトの点灯を

無灯火で通行していると周囲から見えにくく危険なので、必ずライトをつけましょう。さらに、車体に夜光反射材をできるだけ多く付けておくことにより効果的です。



④児童・幼児にはヘルメットを

今年6月1日の道路交通法の一部改正により、自転車を運転する児童や補助いすなどで同乗する幼児には自転車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。



●次のような行為は禁止です

・二人乗り



・並進（ただし、「並進可」の標識がある道路では、2台までは並んで走行することができます。）



・飲酒運転



・ジグザグ運転



・携帯電話を操作しながらの運転



※このほか、駐輪する場合には、決められた場所に駐輪するようにしましょう。

交通事故発生状況 (10月20日現在)

	札幌市	南 区	北海道
発生数	7,366	394	16,480
増減数	-594	-61	-2,099
死者数	20	1	172
増減数	-24	-3	-62
傷者数	8,700	499	20,138
増減数	-858	-69	-2,915

※増減数は対前年比。

▶小学校交通安全教室



▶高齢者交通安全教室



南区交通安全運動推進委員会では、幼稚園や保育園、小学校をはじめ、老人クラブなどを対象に「交通安全教室」を開催しているほか、「交通安全運動（啓発など）」の支援を行っています。

南区交通安全運動

推進委員会会長代表  
荒井忠雄



「日常実施している交通安全運動で意識していることは？」  
子どもやお年寄りの事故を少しでも減らしたい、という思いで運動を展開しています。  
「地域の交通安全運動を進める上で苦労することは？」  
自分も含め、交通安全運動（啓発事業）を推進する委員が高齢化のため、活動委員の確保が困難な状況、つまり後継者不足ということです。

「今後、地域の交通安全運動を進める上での抱負は？」  
南区から交通事故をなくすこと。特に高齢者の事故防止と自転車事故の防止を目指して運動を進めていきたいです。

交通安全に関する問い合わせは

南区交通安全運動推進委員会

☎(582)2400 内線651

南区総務企画課地域安全担当

☎(582)2400 内線210

